

# 独菴玄光批判について

——卍山系統及び天桂の独菴批判——

志 部 憲 一

## はじめに

従来天桂伝尊（一六四八～一七三五）と独菴玄光（一六三〇～一六九八）の思想は江戸期より洞門で忌避され、しかも対立者側（卍山関係者）から一括して異端思想家として取り扱われてきた。しかし独菴は宗制的には卍山道白（一六三六～一七一五）・梅峰竺二信（一六三三～一七〇七）と共に宗統復古運動を成就（元禄一六年・一七〇三）させた同志である。独菴自身は運動成就以前に示寂したが、運動の推進者として活躍したのである。運動の成就以後、急に独菴批判が卍山関係者から出された。それは独菴の嗣法論に対する批判である。一方独菴門下からも卍山批判が痛烈にされた。<sup>(1)</sup>両系統は完全に袂を分かつたのである。

また従来独菴と天桂の思想には一致点がみられるが、江戸期より指摘されてきた。しかし両者の思想にはかなり大きな

相違点があつたと思われる。何故ならば天桂の著作の随所に独菴批判が見られるからである。その批判は後述するように種々な問題に及び、しかも完全批判となつてゐる。このように独菴は宗統復古運動の同志ともいえる卍山関係者からも批判され、また昔交流のあつた天桂からも批判を受けたのである。その理由は何であったのか。従来このような独菴批判については指摘されていたが、今回は卍山系統及び天桂の独菴批判を具体的にあげて、当時の独菴評価の一面を窺つてみよう。

### （一）宗統復古運動と独菴

独菴は天和三年（一六八三）に『独菴独語』（以下『独語』）を著し、また貞享三年（一六八六）に『独菴彙』を刊行、さらに元禄三年（一六九〇）に『俗談』（上下二巻）を刊行した。この三書は後に独菴の他の著作と共に『護法集』（一六巻）と

して一括され、元禄五年（一六九二）に刊行された。独菴は主にこの三書に嗣法論を展開している。

特に『独語』については岡田宜法『日本禪籍史論』（巻上、三三四頁）が「宗統復古運動の狼烟は、具体的に天和三年の『独菴独語』によりて打ち上げられたとも云はれよう」と指摘しているように、比較的早い時期に宗弊（宗門内に中世より継続していた因院易師の弊風）を憂慮した書といわれる。またその後に刊行された『独菴稟』や『俗談』にはより具体的に嗣法論が展開される。

上記のように独菴は当時の因院易師の宗弊に関心をもち、この宗弊の改革を著作に最も早く表明した人といわれるのである。江戸期における宗弊改革運動であった「宗統復古運動」は元禄一六年（一七〇三）に円山・梅峰を中心とした実行グループの活躍で成就した。独菴はこの実行グループ結成の推進者であり、以後改革派の同志として早くから行動を起こしていた。

独菴示寂後は円山・梅峰を中心として運動が展開されたが、最後まで独菴は円山・梅峰等の運動推進者の同志であつた訳である。そして運動成就後も同志として円山の法兄弟や法嗣から独菴は高い評価を得ているのである。ところが同じ円山系統から後述するように厳しい独菴批判がされた。それは宗統復古運動推進者としての独菴に対してではなく、独菴

の嗣法論に向けられたものである。

この独菴に対する矛盾する評価は既に独菴研究で常に問題とされてきたのである。ただこの円山系統による独菴批判はほぼ独菴と天桂の嗣法論が本質論で類似するとの指摘に止まる。前述の『俗談』が天桂等の嗣法論の根拠となつたとするのである。<sup>(3)</sup>

しかし天桂は嗣法論において独菴批判を痛烈になしている。少なくとも天桂は独菴との嗣法論の相違を主張しているのである。この点をもうすこし明瞭にする必要があろう。まず円山系統による独菴批判を整理してみよう。

## （二）円山系統の独菴批判

既に指摘されている円山系統の独菴批判をあげてみよう。<sup>(4)</sup> まず岡田宜法著『日本禪籍史論』（上巻、昭和一八年刊、四九八頁）が損翁宗益（一六四九—一七〇五）の独菴批判をあげた。岡田氏は「師（独菴）は更に禪の本質論に入り、偶ま独菴玄光師を評駁して、高祖の禪に論及して居るが、宗門人として玄光師を評駁することは、面師以前殆ど耳にせざる所である」と記述し、損翁宗益述・面山瑞方編『見聞宝永記』中の独菴批判を具体的に指摘された。

その後の古田紹欽「独菴玄光の思想」（『印度学仏教学研究』二一一、昭和二九年、三七六頁）にも

(a) 玄光未審解<sup>カニ</sup>仏法有妙因妙果、妙修妙証

(b) 日本玄光未及永覺之識量、况乎生涯終不南面莅<sup>シテ</sup>大衆於法堂<sup>ニ</sup>、由<sup>レ</sup>無語錄可<sup>レ</sup>知、但以<sup>ミ</sup>聰明向<sup>ニ</sup>冊子上<sup>ニ</sup>自摸<sup>ス</sup>索<sup>ス</sup>仏祖之蹟跡<sup>ヲ</sup>、以<sup>レ</sup>故護法集中涉<sup>ルコト</sup>僻說頗多、具眼者可<sup>ミ</sup>看破<sup>一</sup>而已

とする損翁述『見聞宝永記』中の独菴批判が指摘されてい  
る。さらに『日本禪籍史論』(上巻、六六八頁)では「面師  
(面山)が本書(雪夜炉談)に主張する面授論は、天桂師の心  
授論を以て、独菴師の僻解「俗談」に基くものであるとな  
し」とし、面山(一六八三—一七六九)の『雪夜炉談』中の独  
菴批判に注目していた。

また大谷哲夫「宗統復古史上における独菴師の位置」(印  
度学仏教学研究)二八一、昭和五四年、二八四頁)には

(c) 面授嗣承、為<sup>レ</sup>仏祖命脈、其所<sup>ニ</sup>關係、顧不<sup>レ</sup>重耶、独菴感<sup>ニ</sup>  
之於俗事<sup>ニ</sup>、而發者、雖<sup>レ</sup>曰<sup>ミ</sup>真俗原不二<sup>ニ</sup>、載<sup>ミ</sup>之於俗談<sup>ニ</sup>者、  
亦可<sup>レ</sup>怪焉

(d) 顯密大小乘經論、真俗二諦混雜、而稱<sup>レ</sup>之未<sup>レ</sup>純、矧以<sup>ミ</sup>仏祖  
伝法堂奥中事<sup>ニ</sup>載<sup>ミ</sup>之于俗談<sup>ニ</sup>、可<sup>ミ</sup>以為<sup>レ</sup>法耶、独菴之言、非<sup>レ</sup>  
是也

とする面山撰『雪夜炉談』中の独菴批判が具体的に指摘され  
ている。

上記の岡田・古田・大谷氏等の指摘された損翁と面山は師

資の関係にあるが、特に『見聞宝永記』が元禄一五年(一七〇二)と宝永元年(一七〇四)の間、面山が損翁に随侍した記録であり、比較的早い段階での損翁による独菴批判であろう。

尚上記の『雪夜炉談』の独菴批判は午庵道鑄(一七〇一  
(?)撰「書独菴和尚俗談後」(『続曹洞宗全書』室中、六六九  
頁)中の語である。面山と交流のあつた道鑄の「序文」が面  
山の『雪夜炉談』に附載されているのである。この道鑄は円  
山道白—明州珠心—密山道顥—慈麟玄趾—午庵道鑄と続く法  
系に属する。道鑄の独菴批判については後述<sup>(5)</sup>したい。従来以  
上の様な独菴批判が指摘されていたのである。ついでに円山  
系統における其の他の主な独菴批判をあげてみよう。

(e) 達摩正伝ハ面授デヤ、仏法ハ面授デナケレバナラヌ、作<sup>タ</sup>書  
物ヲ合点シ様ナラバ、七仏ノ偈ガアル、ソレデ合点シタラ  
バ、七仏ノ嗣法ヲスルガ、面授デナケレバ、法ヲ嗣クト云フ  
コトハナラヌ也、玄光ヤ天桂ハコウ云フコトヲ知ラヌ也

面山撰『寶慶記聞解』卷下(『曹洞宗全書』注解四、二  
五一—三頁)

(f) コレハモトヨリ、天桂ノ嗣法ト云コトノ根本ヲ合点サレヌヨ  
リ起コル僻解ナリ、スレドモ、天桂ノ独り分別ニハアラズ、  
玄光ノ僻解ニ本ヅイティワルルナリ、サレドモ、名聞アルユ  
ヘニ、玄光トハイワズニ、自分ノ発明ノ様ニ云ヒ立ラレタリ

面山撰『雪夜炉談』(六七二頁)

(g) 夫永平面授、生邪疑者、独菴之邪解其濫觴也

万仞道坦撰『客問対弁』(『続曹洞宗全書』室中、六八五

頁)

(h) 捜汝邪解所拠、總出于独菴叟、彼俗談曰青華嚴所嗣者

嗣法也、非嗣人也、真正得其法則不見其人亦何妨

……(中略)……

爾襲來者是也、而欲少異彼斥代仏祖之義、其意有寄

斥彼欲高己名、而全竊取執彼義

乙堂喚丑撰『正法眼藏統絃講義』(『正法眼藏蒐書大成』卷二

○、一四三頁)

(i) 経山、自誇文字、評薦古今、所不<sup>レ</sup>通夥矣、俗談(経山

自著)偏併証古塔主慧文論祖嗣、總不知宗旨大謬諸

人、乃至疑怪正法眼藏・廣錄、其所以何哉、余顧、独菴

壯年參道者元、雖會臨濟禪、離師太早、不尽其底

蘊

乙堂喚丑撰『洞上叢林公論』(『続曹洞宗全書』室中、六一四

頁)

(j) 其桂筆削正法眼藏弁註者、瞽說盲弁……(中略)……

……此等辭意并皆自独菴俗譚孤涎、吐下将来太乖元祖旨

乙堂喚丑撰『同上』(六二二頁)

前述したように午庵道鏞の独菴批判は面山の『雪夜炉談』

の序文に示される。その他大阪陽松庵に『道鏞魔子管訟願』と題する訴訟文書の写しが数点所蔵されている。この訴状は道鏞が天桂の『海水一滴』『報恩編』や万回一線(?)一七五

六)の『証道歌直截』の開版禁止を訴えたものである。この資料でも独菴の嗣法論が天桂・万回等の嗣法論の根拠となつたとして批判されている。万回の師承は不明である。道鏞の独菴批判を二点程あげてみよう。

(k) 如斯祖文分明ニ面嗣ノ透脱跳出ヲ為道シタマウ、此ノ深旨ヲ

参学究スルモノハ、森羅万像即真ノ面目等ト見ルハ膠柱理

墮ノ所執、祖師ノ所呵タルコトヲシルヘシ、彼承古カ雲門ニ

不面而モ真見トヲモヘル、元祖ノ痛破シタモウコト可知、然ニ今独菴拾其破片、為己義者、愚陋甚矣、「此邪解原

起独菴、老螺蛤不合ニ呑<sup>レ</sup>滓、直截斧飲、三人噪鐘為甕者也」

『道鏞魔子管訟願』(駒大図書一〇九一

W五二)「尚」内は割注)

(I) 玄光自作ノ俗談ハ御条目以前ノコトト雖モ、永平所立ノ宗旨

ニハ違背セリ、シカシ彼師ハ博学能文ノ高名、扶桑國中、古

今独歩セリ、世間偏ヘニ此レ<sup>ヲ</sup>畏許シ、枉<sup>ヲ</sup>斂テ正視セス、天桂一線ガ邪解曲見ノ根本トス、願クハ永平元祖ノ真語家訓

ヲ以、玄光ノ邪解ヲ矯ル繩墨トシ、摂州大道寺ニ告テ、俗談

二卷ノ中、嗣法ノ論一段ヲ削リ去テ、永々後人禍心ノ根本ヲ

除カンコト

『道鏞魔子管訟願』

れら円山側の人々が注目したのは独菴の嗣法論が示された『俗談』であつた。前述したように『俗談』は元禄三年（一六九〇）に撰述され、元禄五年（一六九二）に『護法集』として刊行された書である。

何故円山系統に独菴の嗣法論が批判されたかは、既に指摘されている独菴の本質論的嗣法觀と円山の『洞門衣襷集』に代表される形式的嗣法觀との相違によるものであろう。独菴の嗣法論と宗統復古運動の指導理念であった師資面授・一師印証の主張との乖離の問題である。

独菴の嗣法論は従来指摘されているように法の「実」を強く意識したものである。それは「因院易師否定」「紙伝拝伝否定」「代付肯定」「法・悟強調」等の主張として表れている。これら独菴の「実」を重んじた嗣法觀と、円山系統の儀規を重視した嗣法觀では、かなり大きな隔たりがあつたのである。<sup>(7)</sup>

まず天桂があげた独菴の言葉を記述し、次に独菴『護法集』の該当箇所を示した。尚原漢文を書き下し、片仮名は平仮名に改めた。紙幅の関係で原則として天桂の批判文を省き批判箇所を指摘するに止めた。また巻と丁数は『護法集』（駒大図書一三三—W四九）、『海水一滴』（駒大図書一二一・一六）を用い、また『正法眼藏・弁註』の頁数は（『正法眼藏蒐書大成』卷一五）に依った。また①の例のように『独菴獨語』と天桂の引用文と完全に一致しない場合もあるが、内容的面から一応あげたものもある。

①或るが曰く、壇經は小根初学をして看せしむべからず。口を大鑑に籍りて戒律を下視し、經論を蔑棄すと

『独菴獨語』二四丁左  
天桂『海水一滴』卷一、四

### （三）天桂の独菴批判

丁

上記で円山系統による独菴批判を概観した。円山系統では独菴の嗣法論が天桂や万回へと継続したと見て いるのである。ところが天桂は独菴の嗣法論を厳しく批判している。この点について以下で検討してみよう。

まず天桂の著作中で独菴は何度も批判対象となつて いるの

②或るが曰く、此の事修証無しと雖ども凡情を尽くすに至て、豈に容易ならんや、故に経に曰く、理は則ち頓に悟る、悟りに乗じて併せ消す、事は頓に除くに非ず、次第に因つて尽くすと

『独菴獨語』卷一、五二丁  
天桂『海水一滴』卷一、二

一丁

である。それは嗣法論に止まらず多くの問題において批判され、天桂の著作では独菴は完全に否定されている。<sup>(8)</sup>嗣法論の検討に入る前に天桂が独菴批判をなしている箇所を具体的にあげてみよう。

(3) 五祖偈 「情有つてよりこのかた、種を下し、地に因て果還た生

ず、無情既に無種、無性も亦た無生」

(a) 或るが此の偈を解して曰く、無情は一切衆生なりと

(b) また曰く、既に無種とは本来無一物なり、無性亦た無生とは

三乗五性を超えて、本来無生なりと

(c) また曰く然も所謂無情は情外の無情に非ず、情即無情なり、

無種無性無生も亦た然り、之を証する者は生死に即して、涅槃に入り、之を昧ます者は涅槃に即して生死に入ると

(d) 又曰く、蓋し無情無種無性無生は生滅因果修証に涉らずと、

(e) 又曰く、但だ衆生の仏性、無種無性本来無一物なりと

(f) 又曰く、証智の所証なり、解知の知る所に非ずと

…… (以下略)

独菴『俗談』下、一八〇九丁 天桂『海水一滴』巻一、三

四〇六丁

(4)

(a) 又或るが云く、不思善不思惡と喜怒哀樂未發と二言同致、誰か敢えて之を議せん、蓋し不思善不思惡は六祖の実法に非ず、猶珠を探る者の静浪激波に於て、門を扣く者の暫く瓦礫を貯るが如しと

(b) 又云く臥倫の能く百の思想を断つ、豈に不思善惡に非ずや、境に對して心起きずと、豈に喜怒未發に非ずやと

独菴『俗談』上、三〇四丁 『海水一滴』巻一、四〇〇

一丁

(5)

(a) あるが云く、覺範未だ五派伝灯の本を知らざるなり、曹洞臨濟伝法相続する者は曹洞の法に非ず、臨濟の法に非ず、五派皆如來の正法眼藏を以て仏祖に代わって遞代相伝するなり、上み大龜氏より今日臨濟曹洞に至つて、伝灯付法、設い面稟付属と雖も、其の実は則ち代付にあらずと云うこと無し、乃至師資自心を証して錯まらざるに止まるのみと

(b) 又僧問に答えて云く、爾が們ら、廐屎送屎、著衣喫飯、之を面稟親承に得て、必ず源流有つて信を表するか、抑も之を代付の伝言送語に得たるかと

独菴『俗談』上、一三丁 (a) 『海水一滴』巻一、四三〇四丁

『俗談』上、二〇丁 (b)

(6) 又威音王前後の談、今時禪林多く個の窠窟に墮す、近世独菴翁

之を弁じて未だ其の中るや否やを知らず、真諦俗諦真如生滅の二法対合し、将来分辯す、可惜許未だ敎述中を出ず、

独菴『俗談』上、一四〇七丁 『海水一滴』巻五、一五丁

(7) 又瞎禿子有りて云く、正法眼藏の中、重雲堂式のみ古仏の親言、其の余は怪しむ可くして、疑う可し、嘗て人有り、此の書の真偽を或る師に問うときは、只だ知らず知らずと謂うと、或る師の知らざることは存いて論ぜず、ああ爾が曹らの如き、跖犬堯を吠えるの謂なり、曾て面識に非ざれば則ち驚嘆するも宜なり、

※ 「瞎禿子」は独菴門下の無闇瑞門、「或る師」は独菴を指す。

(『叢林葉樹』跋文)

『海水一滴』巻五、五五丁

(8)

(a)或師俗談に所謂る永平禪師の云く、大凡学道の人其の人広学博究、其の始め退くが如しと雖も、其の終わり達道の者の多し、其の人孤陋寡聞、其の始め勇銳の如しと雖も、其の終わり退堕の者の多しと、此の古仏の語何れより出るか、実拠無き者なり

(b)又或師獨語に獸を逐う者は目に太山を見ず、嗜欲外に在るときは、明蔽わると云うなり、如今此の篇の古仏示誨を見ざる者は太山に跌踢するなるか、文字嗜欲の為に眼目昧習する」と惜しいかな

独菴『俗談』下、一三丁(a)

『海印三昧・弁註』一四九貢

『獨菴獨語』七丁 (b)

(9)

(a)又經山俗談に覺範云く、青華嚴未だ始めより太陽を識らず、特に浮山遠公の語を以て故に之を嗣いで疑わず、法に於いて太だ軽しと云うを議して云く、青華嚴の嗣ぐ所の者は法を嗣ぐなり、人を嗣ぐに非ざるなり、真正に其の法を得るときは、其の人を見ざるも、亦た何ぞ妨げんと

(b)又俗談に云く、曹洞臨濟の伝法相続する者は曹洞臨濟の法に非ず、五派皆な如來の正法眼藏を以て仏祖に代わつて遞代相い伝えるなり、上み大龜氏より今日に至て設い面稟付属と雖も、其の実は則ち代付にあらずと云うこと無しと

(c)又俗談に云く、所謂る如來正法眼藏は我が輩見前の日用を出ず、師資自心を証明して錯まらざるに止まるのみと

くと

(d)又云く、苟も其の旨を得るときは代付と雖も是を面印と名づけた自ら云く、面裏と雖も其の実は代付にあらざる無し、代付と雖も是れ面印と名づくと

独菴『俗談』上、一二一～三丁(a～c) 『面授・弁註』二八四頁

『俗談』上、二〇丁 (d)

(10)

(a)蓋し夫れ天然外道の語は、或る師俗談に玄策の所謂る威音王

已後、無師自悟天然外道の語を分辯して曰く、威音王如來及び無師自悟、人仏に非ず、衆生に非ず、突然として今日に出るときは、爾が們、蝦蟇蚯蚓窟裡に這般の人を安排し得ざれと想うに爾が們、之を外道に属せんか、仏道に属せんか、

(b)或る師云く、威音王前已後は生滅門中夢幻の影跡なり、真如門中なるときは此の如きの跡を絶す、真如は体なり、生滅は影なり、真諦は根の如く俗諦は葉の如しと

独菴『俗談』上、一四五丁

『嗣書・弁註』三〇八頁

(11)彼護法集等に所謂る不立文字・教外別伝の義解は相似擬学の弁口なり

(12)或般の漢洞山初の語中語無きを名づけて活句と為し、語中語有

るを名づけて死句と為す、未だ其の源に達せざる者は第八魔界の中に落在すと曰を挙して曰く、此の言所謂る、醍醐毒薬

一道に行するものなり、語中語無きを仮りて「麻三斤解打鼓等を謂う」自家の活句を識得し、生死を脱し、魔界を超えるときは語中無語、真の活句、転凡入聖の大還丹なり、若し但だ無義の語を以て語中無語と為るときは睡夫の弊囁、狂人の顛言倒語亦以て活句となす可し、所謂る活句却つて文字法師の一經一論を講じ、語々義有つて善を譽め惡を抑える者に如ざること遠し、語中の無語豈に毒薬に非ざらんや、畢竟死句活句は己に在つて語に在らざるなり、語中に向かつて則を取りときは趙州喫茶、禾山打鼓、雲門須弥山、洞山麻三斤、乃至徳山棒、臨濟喝、洞山五位、鷲仰円相死句に非ずといふこと無きなり、自家の活句を識得するとき怒罵嘻笑咳唾呻吟乃至鴉鳴鶴噪風塵艸動有語と無語と悉く活句に非ずということなしと

(13)近世洞門文字の知識有りと雖も、浮華大言して諸方を呑吐されども、一言を此の書に措置すること能はず、更に他の諸問に答えて、知らず知らずと道う、這の漢、心肝五臓一款に供し

了れり、固より短縷以て深きを汲む可からず、器小にして、以て大を盛る可からず、其の任する所に非ざればなり、至若青衿之做處老いて恥を知らず、疊疊として、世典の文字を鑿論して、博覧紀事謾他自負して徒に玩言口費やするのみ、縱い万巻を暗記するも、宗眼眊きを如何せん

#### 『弁註調絃』(九頁)

上記に天桂による主な独菴批判箇所を挙げた。天桂の批判は徹底しており、独菴の思想を完全に斥けているのである。この理由を単に天桂の若い時に受けた『碧巖録』講義批判問題の影響とみると出来ない。天桂と独菴の思想には大きな隔たりがあつたと考えた方が自然であろう。

#### (四) 天桂と独菴の嗣法論

次に天桂と独菴の嗣法論を概観し、両者の相違点を検討してみよう。まず轉林皓堂「嗣承論に於ける天桂の思想的源流」(『駒沢大学研究紀要』一三号、昭和三〇年)は天桂と独菴の嗣法論について注目すべき指摘をされてゐる。師の論考は

一、円山道白と独菴玄光、二、独菴玄光と天桂伝尊、三、定山の獅子一吼集と天桂伝尊の三節に分け、それぞれの嗣法論を対比検討されたものである。師の結論は特色ある宗乘眼を具し、また特色ある嗣法論を展開したといわれる天桂ではあるが、嗣法論においては独菴と定山良光(?)一七三六)に

倣つたものが多いとした。さらに独菴と天桂の共通点として次の点を挙げている。以下要約してみよう。

(一)不面授および代付について

(独菴は「悟真実義」、天桂は「開仏知見」を主張し、共に不面授の嗣法と代付を肯定)

(二)師および面授の解釈について

(独菴は「森羅万像」、天桂は「日月星辰、山河大地」を師と主張。両師共に師を人間に限定していない点が共通。ただ天桂が山河大地を自心の法とし、師を自己の本面（本来の面目）としたことは、独菴より更に掘り下げた)

(三)無師独悟と天然外道について

(独菴も天桂も形式的な紙伝拝伝を否定。両者共に天然外道を肯定。ただ天桂は独菴の天然外道觀を厳しく批判)

(四)以院易師（院を以て嗣を易える）

(独菴および天桂は名利のための以院易師を非難)

以上が独菴と天桂の共通点として挙げられたものである。独菴の『護法集』（一六九二刊）は天桂の『弁註』（一七二九撰）に先行するもので、天桂の嗣法論は独菴の影響を大きく受けたとした。ただ博林師はさらに天桂が独菴を批判している問題として解説抜きで次の四点を挙げている。

(一)天然外道に関する点、(二)嗣法は法の嗣承であって、人を嗣ぐに非ずとした点、(三)何れの祖師も、釈尊の教法を代付するものと云った点、(四)代付面印同一觀の不徹底等（尚これら天桂

の独菴批判の四点は上記『面授・弁註』と『嗣書・弁註』に見出せる）

以上博林「嗣承論に於ける天桂の思想的源流」を参考にあげた。博林師の指摘は江戸期の面山・万仞・乙堂等の説を継承しているが、天桂の独菴批判にも注目しているのである。

次に天桂と独菴の嗣法論の相違を検討してみよう。独菴の嗣法論として比較的よく知られた主張に「曹洞臨済伝法相続する者は、曹洞の法に非ず、臨済の法に非ず、五派皆如來の正法眼藏を以て仏祖に代わって遞代相伝するなり」（『海水一滴』卷一、四三丁）とする語がある。これは前述の天桂の批判文でいえば⑤(a)である。また同じく⑨(b)の『面授・弁註』にも引用されている。この二度も批判的に引用された独菴の嗣法論から検討してみよう。

まず『海水一滴』では独菴説を「時世烏有の珍談」と非難する。その理由は⑨(b)の『面授・弁註』の方に詳細に解説されているが、独菴が伝法相続するものとして「如來の正法眼藏」を設定した点に向けられている。これを曹洞・臨済等の五派の祖師が仏祖に代わって相続させていくとするのである。この『海水一滴』では「法の本法は無法なり」としきらに「汝が自心上面裏す可き者有るか、代付す可き者有るか」と述べ、法の実体的見方を排斥している。この点は次の⑨(b)『面授・弁註』ではより明確に人法隔別思想として

否定されている。

この『面授・弁註』の「五派皆如來の正法眼藏を仏祖に代わつて遞代相続するなり」の前段に独菴が覺範慧洪（一〇七一～一二二八）を批判した文章が挿入されている。これは中國臨濟宗黃龍派に属する覺範が曹洞の大陽警玄（九四三～一〇二七）と投子義青（一〇三二～一〇八三）の代付を「法に於いて太だ軽し」と批判した事に独菴が反駁したものである。

『面授・弁註』の該当文は次のようである。

又經山俗談に覺範云く、青華嚴未だ始めより大陽を識らず、特に浮山遠公の語を以て故に之を嗣いで疑わず、法に於いて太だ軽しと云うを議しく云く、青華嚴の嗣ぐ所の者は法を嗣ぐなり、人を嗣ぐに非ざるなり、真正に其の法を得るときは、其の人を見ざるも、亦た何ぞ妨げんと

天桂の独菴批判は次のようである。

其れ之を言うことや似ることは似たり、其の実なるときは實ならず、祖門中に於いて其の嗣ぐ所の法は、知らず什麼の法ぞ、達摩唐土に来たらず、二祖西天に往かず、人々俱有箇々円成以心伝心本家法なり、只だ此の法の一字を錯解するが故に、覺範は投子未だ始より大陽を識らず、之に嗣いで疑わず、法に於いて太だ軽しと云い、俗談には其の法を得るときは其の人に見えざるも亦も何ぞ妨げんと云い、其の言う所俱に是れ児女子の類の臭面、臭面に対するを面識面見と言うに似て、相似たり、未だ仏法中見仏見師の眼有ることを知らず、俗談には云く、法を

得るときは其の人に見えざるも亦た妨げずと、又衣枷に云々するが如きは、其の人に面せざるときは、全く其の人の法を得ること無しと、惜しいかな、三箇の漢俱に無二の人の法に於いて、差別の妄想を作す、宗門嗣法の眸子眊き所以のみ

（『面授・弁註』二八三頁）（傍線筆者）

天桂が独菴批判で重視しているのは筆者が傍線を付した「法」の解釈の問題である。独菴は覺範を非難する段階で「法を嗣ぐなり、人を嗣ぐに非ざるなり」と述べている。天桂が指摘したのはこの点である。天桂の主張は最後に示される「無二の人の法において差別の妄想を作す」ということであろう。上記ではこの人法隔別の問題で覺範・独菴・円山の三者が批判されているのである。

この次に挙げられた独菴の「五派皆如來の正法眼藏を仏祖に代わつて遞代相続するなり」に対する批判もほぼ同じである。天桂は「如來の正法眼藏同一自心の法に非ずして外更に如來に什麼の法有てか代わつて之を相伝えるや」（二八四頁）とし、如來と法と分けた独菴の説を「人法隔別」の論と批判しているのである。以上嗣法論を中心に簡単に天桂の独菴批判の一端を窺つた。

おわりに

今回「独菴玄光批判について」と題して、独菴に対する批

判を中心に検討した。円山系統の独菴批判に垣間見られるよう、既に江戸期より独菴と天桂の思想的一致性が唱えられてきた。それは天桂思想の大部分が独菴の真似とする視点であつた。しかし今回指摘したように、天桂はその著作全般にわたって独菴批判をしているのである。

しかも今回検討した嗣法問題にしても、また後の「註」の（8）に示した拙稿「天桂宗学と問題点」—「公案」背定—や「天桂と独菴の交流」（『印度学仏教学研究』三八）、平成元年）で触れた「公案」問題にしても、天桂の独菴批判はその批判理由が明示されているのである。今回の検討は嗣法論についての簡単な比較であり、博林師の指摘された個々の問題については省略した。今後さらに天桂の独菴批判箇所等を手掛かりに、両者の思想的一致点や相違点をより明確にしていく必要がある。<sup>(9)</sup>

（3） 独菴と天桂の嗣法論が本質論で近似するとの指摘は、岡田『日本禪籍史論』（三四八頁）に代表される。ただ嗣法論は印可証明の是非を問うものであり、本質論が一般的であろう。形式性・儀規性を強調した円山の主張（『洞門衣袴集』）の方がより特殊性をもつた視点といえる。当時の本質論的嗣法論の差異を今後検討すべきであろう。

（1）『叢林葉樹』（一七一九刊）は独菴門下の石雲融仙（一六七七？）が円山の『対客閑話』（一七一五刊）を批判したものである。尚『叢林葉樹』の『跋文』にも同じ独菴門下の無関瑞門（生没年不詳）が痛烈な円山批判をしている。これに對して円山下の道鋪が奉行所に訴え『叢林葉樹』を減版処分にしたとされる。大阪陽松庵所蔵の『道鋪魔子管訟願』に「玄光ノ此論ヲ根本トシ、享保己亥年、玄光門人、瑞門融仙二人、書ヲ著シ、永平ノ戒法ト広録ト正法眼藏ヲ破シ、面授・一師印証を直接的相見に限定しない旨を述べたものであ

面稟ヲ妄談トス、故ニ京都二条ノ奉行所ニテ、其版ヲ焚毀セラル「瑞門融仙筑前之人ナリ」と記される。

（2）徳翁良高（一六四九？一七〇九）著『護法明鑑』（一七〇三刊）は円山の法兄弟である徳翁が、宗統復古運動の顛末を記録したものであるが、その中で独菴が嗣法の宗弊革新を早くから唱え、特に「即現」「惠光」という二僧に書を持たせ官に訴えたと記している。この訴状は結果的には斥けられたが、『護法明鑑』では独菴が宗弊改革の先駆者であったとする。

る。

この主張に對して、道鏞がこの嗣法觀は独菴の僻解に始まるもので、独菴—天桂—万回へと伝わつたものだと批判しているのである。道鏞は「見レ師与レ不レ見レ師、心伝不レ与焉」の語句に對して次の様な批判をしている。

訂云此特達違戾於元高祖面授嚴訓、其原出桂叟飾亂嗣之非焉、便直截流類之胄蒸也、今搜其病証痛下針靈、抑桂叟海水一滴卷一（四十二紙）云、或觀古仏面授篇云阿難尊者乃至祖々、將謂臭面築著臭面是面授也、古仏所謂面授豈爾哉

訂曰此依附独菴〔号玄光著俗談二卷〕伝死病者也、独

菴專賴自悟而言〔俗談中語〕今日所争之代付面印、皆摘葉遺根、論皮膚之肥瘦、未知脈之病否者也、苟得其旨、則鴉鳴雀噪本師之法音、森羅万像本師之面目、雖代付是名面印、真実統仏祖之慧命者、苟失其旨、則所謂師資面印、不レ過行死撞著走肉、乃至師資面印者、非肉團撞著肉團之謂、得真実義之謂也、苟得真実義、則雖隔万里去三千歲、是師資面印也云々〔次引証慧文承龍樹古塔主嗣雲門之事〕

嗟呼独菴老漢博有文字名、宗眼未也、其以鴉鳴森羅等、為本師法首面目者、理會於一辺法身、為真伝法、此是認法性於法性、無繩自縛、而古仏已破斥之了、然今拾為己義、亦憑慧文古塔主、取証、太非矣、他教家者流、依書立宗其論也、經也、翻転未遠推称祖且須爾、我宗所不取也、達摩大師渾身現成於無上之法印來、面授受面即面

処現成、唯面外無他矣「此義意雖祖文明白、体得解者最少矣」嗣書章云、第二十八祖西來ヨリコノカタ仏道ニ嗣法アル宗旨ヲ東土ニ正聞スルナリ、ソレヨリサキハ、カツティマタキカサリシナリ、西天ノ論師法師等オヨハス、シラサル所ナリ、オヨヒ十聖三賢ノ境界オヨハサルトコロ、三藏義学ノ呪術師等ハアルラント疑著スルニモオヨハス、カナシムヘシ云々

如斯祖文分明ニ面嗣ノ透脱跳出ヲ為道シタマウ、此ノ深旨ヲ參学究スルモノハ、森羅万像即真ノ面目等ト見ルハ膠レ柱理堕ノ所執、祖師ノ所呵タルコトヲシルヘシ

『道鏞魔子普訟願』（別訂三丁、傍線筆者）この道鏞の『道鏞魔子普訟願』では、まず最初に万回一線の『詛道歌直截』の文、次に天桂の『海水一滴』、次に独菴の『俗談』が順次挙げられ批判される。しかも万回の説は天桂に基づき、また天桂の説は独菴に基づいたとしている。

この道鏞の『道鏞魔子普訟願』としてまとめられる訴状は元文三年（一七三八）～同四年（一七三九）の間に閑三刹や寺社奉行所に提出されたものである。

（5）この『見聞宝永記』の独菴批判に触れた論稿として、吉田道興「独菴玄光と天桂伝尊の嗣法觀」（『宗学研究』第二三号、昭和五六年）・永井政之「独庵玄光をめぐる諸問題」—その中国禪理解について—（『宗学研究』第二三号）等がある。

（6）万回一線についてはその師承等が不明であるが、鏡島著『道元禪師とその門流』（一四九頁）や『新版禪学大辞典』等

では天桂系統の学僧とする。ただその著作の『青鶴原夢語』（『正法眼藏蒐書大成』卷二〇、六五八～九頁）等で独菴を弁護している点からすれば、独菴系統とも推測される。また独菴門下として岡田『日本禪籍史論』（上巻、三四九頁）に「法源」と「聖僕」という二名をあげている。

(7) その他の卍山系統による独菴批判は甘露英泉（生没年不詳）著『戸羅敲韻草』（一七二四刊）や宣默玄契（生没年不詳）著『禪林飫瓦』（一七四一刊）等に見られる。

(8) 天桂の独菴批判については拙稿「天桂宗学と問題点」－「公案」肯定－（『宗学研究』第二九号、昭和六二年）と「天桂と独菴」で触れた。それは独菴が天桂の『碧巖錄』講義に對して批判した事に端を発した。

天桂は貞享四年（一六八七）四〇歳の時、島田（静岡県）静居寺の住持であった。天桂の『碧巖錄』講義を伝え聞いた独菴は「禪は須らく參すべし、講すべからず」とする趣旨の強い批判文を送った。天桂と独菴は以前から親交があつたが、これ以後二人の交流を示す記録はない。

天桂は「公案」を講義すべきとする立場であり、一方の独菴は「公案」は講義すべきではないとする立場であった。その後天桂は著作の中でこの「公案講義」に何度も触れ、講義否定の立場の禅者や風潮を厳しく批判しているが、天桂の独菴批判はその思想背景にまで及んだのである。

五〇一七〇二）との交流があつた。そして独菴の『護法集』には明代禅者の永覚元賢（一五七八～一六五七）や雲棲株宏（一五三五～一六一五）等が非常に高く評価されている。以上の点からしても独菴は明代禅者の影響を大きく受けっていたことが窺える。

特にこの「公案講義」について明代禅者の雲棲が『竹窓隨筆』（一六一五刊）で「經律論は義路有り、講せざれば則ち明らかならず、宗門は義路なし、之を講ずれば則ち反て晦し」（『駒大図書二三五一四七一五、六丁』）と述べたことを『海水一滴』（駒大図書一二・一六、卷三、二七丁）で取り上げ批判した。さらに雲棲の影響を受けた禅者を次のように批判している。

（9） その他、天桂の独菴批判は『驢耳彈琴』卷一（『曹洞宗全書』語錄二、二七頁）に「吾門或師弁弁惑中、雖弁釈之、不レ当ニ正義」とある。この『弁弁惑』とは独菴著『弁弁惑指南』（一六九二刊）で真言宗の淨嚴（一六三九～一七〇二）の『弁惑指南』を批判したものである。